

博士学位授与の取消しについて

本学において、平成 24 年 9 月 24 日付けで授与した博士（人間・環境学）の学位論文における不正行為の認定及び学位授与の取消しについて、下記のとおり公表します。

記

1. 対象者の氏名 金 晶
大学院人間・環境学研究科 共生文明学専攻
博士後期課程 元大学院生
2. 学位論文題目 「日本語と中国語の再帰代名詞について」
3. 学位授与の取消し日 令和 3 年 5 月 25 日
4. 不正の方法により学位の授与を受けた事実の概要 別紙のとおり
5. 学位授与の取消し 京都大学学位規程第 15 条第 1 項に基づき学位授与の取消しを行った。

(参考)

京都大学学位規程

第 15 条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

1. 発覚の経緯

令和元年5月、本学の通報窓口にて、本学で学位授与した金晶氏（元京都大学大学院人間・環境学研究科共生文明学専攻（博士後期課程））が在学時に所属講座の紀要誌に発表した学術論文（以下、「被通報論文」という。）に対して、盗用の疑いがある旨の通報があった。この通報を受け、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」及び「京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査要項」に基づき調査を行った結果、被通報論文については、文章、アイデア、研究結果の無断引用、無断借用があり、研究活動上の不正行為である「盗用」が行われたものと認定し、令和2年8月7日、調査結果を公表した。

また、上記調査の際に、被通報論文が博士学位論文の一部に組み込まれていることが認められた。

2. 不正行為の内容

金氏が執筆した博士学位論文「日本語と中国語の再帰代名詞について」は、全5章のうち第4章において、既に研究活動上の不正行為である「盗用」と認定された被通報論文の内容をほぼそのまま転用しており、盗用があると認められた。

3. 学位授与の取消し及び学位記の返還

令和2年7月9日開催の人間・環境学研究科研究科会議において、金氏への学位の授与を取り消すことについて議決し、同日付けで総長への上申があった。この上申を受けて慎重に議論を行った結果、令和2年7月9日付けの人間・環境学研究科からの上申が適切であるとの結論に至った。

本学では、上記を踏まえて令和3年5月25日開催の教育研究評議会において「学位授与の取消し及び学位記の返還」を決定した。

4. 再発防止策に向けての取組

本学では平成27年に「研究公正推進アクションプラン」を制定し、大学院生、学部生に対してガイダンスでの「公正な学術活動」の啓発や指導教員による修士・博士論文執筆前学生への対面での研究公正チュートリアル、大学院共通科目「研究倫理・研究公正」の開講など各種の対応を推進した。また本事案の発生を受けて人間・環境学研究科において、研究倫理・研究公正教育のさらなる充実の徹底を図るために、新たに以下の取組を行う。

- ・ 修士課程2回生及び博士後期課程3回生については、指導教員が行う研究公正チュートリアル、あるいは大学院共通科目「研究倫理・研究公正」のどちらかを受講することとしていたが、これらの両方の受講を課すこととした。
- ・ 教員を対象に、研究倫理教育に関する教員講習会を定期的で開催する。
- ・ 学位論文の調査委員（主査）による論文剽窃チェックツールでの検証を必須化した。
- ・ 学位論文の調査委員に原則、人間・環境学研究科以外の研究者を加えることとした。